

## 総括基準の要点

原子力損害賠償紛争解決センター

### 1 避難者の第2期慰謝料について

#### (要旨)

- ①避難等対象者について、第2期（本件事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間）の「今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料」を、一人月額5万円を目安とする。  
②避難所等への避難者について、第2期の「日常生活阻害慰謝料」(\*)を、中間指針における目安額（一人月額5万円）から2万円程度増額した額とする。

\*中間指針で類型化された、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる慰謝料

#### (理由)

- ①避難等対象者が、中間指針策定後（8月5日以降）、避難生活が予想以上に長期化し、今後の生活の見通しが立たないという非常に不安な状態に置かれているため。  
②避難所等での避難生活は、通常の避難よりも過酷であるため。  
③これにより、避難等対象者の第2期の精神的損害の目安の合計額が、第1期と同額の一人月額10万円又は12万円となる。

### 2 精神的損害の増額事由等

#### (要旨)

中間指針が規定する日常生活阻害慰謝料について、要介護状態にあること、身体または精神の障害があることなどの事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができる。

#### (理由)

避難生活への適応が困難な客観的事実があつて、通常の避難者よりも精神的苦痛が大きいと認められる場合が、中間指針の目安額を増額すべき標準的な場合と認められるため。

### 3 自主的避難を実行した者がいる場合の細目

#### (要旨)

自主的避難対象者が実際に避難し実費等を支出した場合において、①自主的避難の対象者の属性（子供・妊婦が含まれるか。）、②避難開始・継続時期、③放射線量に関する情報の有無・内容、④実費等の内容・発生時期などの要素を総合的に考慮し、当該実費等の額に精神的苦痛に対する慰謝料を加算した額が、中間指針追補記載の目安額（40万円又は8万円）を上回る場合には、この合算額を賠償額とする。

#### (理由)

中間指針追補では、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとの記載があり、個別具体的な事情についての基準を定める必要があるため。

#### 4 避難等対象区域内の財物損害の賠償時期

##### (要旨)

避難等対象区域内に存在する動産（事業者の生産設備、住宅の家財等）及び不動産についての価値喪失・減少分、追加的費用等の損害については、現地への立ち入りができない等の理由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、速やかに賠償すべき損害と認められる。

##### (理由)

東京電力が財物損害の賠償の和解協議に入ることに消極的な態度をとり続ける中、当センターでは、中間指針に従い、財物損害の賠償についての和解案を出すことを明らかにするため。

以 上